

申込みのしおり

令和6年度

千葉県桜木霊園墓地(返還墓地)使用者の募集



申込期間

令和6年12月1日(日)～12月20日(金)

桜木霊園管理事務所に12月20日(金)午後5時必着とします。

(郵送の場合は、12月20日の消印有効とします)

千葉県

返還墓地使用者の募集について

改葬などで墓地使用者から市へ返還された墓地（「返還墓地」といいます。）を再整備し、千葉市民を対象に使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申込みください。

もくじ

1	桜木霊園について.....	1
2	募集スケジュール.....	2
3	申込区分及び募集区画数等	3
4	墓地使用料等.....	3
5	申込者の資格.....	3
6	申込方法と申込書類.....	4
7	申込みにあたっての注意事項	4
8	公開抽選及び補欠者の取扱い	4
9	当選された方へ.....	5
	その他	6
	【別紙】（募集区画一覧・場内案内図）	7
	申込書の書き方（記入例）	9
	誓約書	10
	承諾書	11
	埋蔵・収蔵証明書.....	12
	桜木霊園案内図.....	13

1 桜木霊園について

桜木霊園は、昭和14年に開園し、千葉市内でも最も歴史ある施設の一つです。園内には普通墓地の他、霊堂（納骨堂）や合葬式墓地などのさまざまな形式の墓地を有しており木々に囲まれた自然豊かな霊園です。

〔開 園〕 昭和14年11月14日

〔場 所〕 若葉区桜木 1 丁目38番 1 号

〔規 模〕	面 積	134,469㎡
	墓地区画数	9,058区画

管 理 等

- 休 園 日
管理事務所は12月29日から 1 月 3 日まで
- 参拝について
園内への出入りは自由ですので、いつでも参拝することができます。



管理事務所

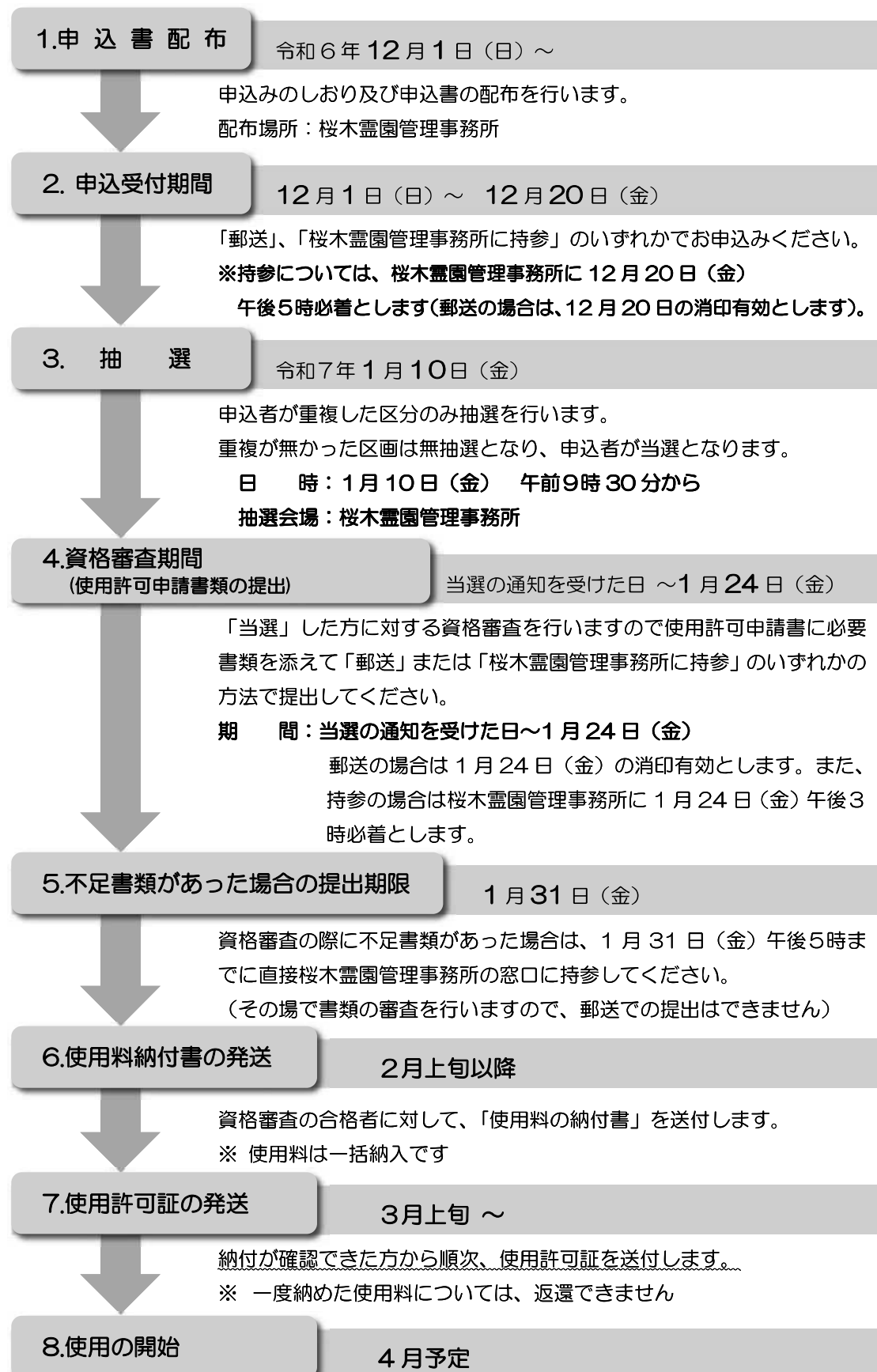


普通墓域



普通墓域

2 募集スケジュール



3 申込区分及び募集区画数等

申込区分		募集区画数	使用料(永代)
ア	普通墓地(3.1㎡～3.7㎡)	2区画	484,375円～578,125円
イ	普通墓地(4.0㎡～4.9㎡)	28区画	625,000円～765,625円
ウ	普通墓地(5.1㎡～5.9㎡)	21区画	796,875円～921,875円
募集数合計		51区画	

※募集区画の一覧は【別紙】(7頁)を参照ください。

4 墓地使用料等

- (1) 墓地使用料(1区画・永代使用)(1㎡につき、156,250円)

※墓石代、工事費は別。なお、納付は一括で、納付後の返金はできません。

- (2) 墓地管理料(1区画・年間)

5,020円

※なお、初年度は使用許可日から3月までの期間で計算した月割金額です。

墓地管理料は、霊園の共用部分に係る清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、必要な施設の設置・改修等、墓参環境向上のための整備にあてるため、平成24年度から維持管理等に必要経費の一部として墓地使用者の皆様にご負担いただいております。

また、使用区画内の維持管理及び物損等の対応は、使用者の方の負担となります。

5 申込者の資格

次のすべてに該当する方

- (1) 申込者は、千葉市内に住所を有し、1年以上継続して本市に居住していること。
- (2) 申込者は、埋蔵すべき焼骨(分骨でないものに限る。)を所持し、その祭祀を主宰すべき立場にあること(改葬での申込みも可)。
- (3) 申込者は、現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地又は合葬式墓地・合葬式樹木葬墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者は、焼骨との続柄が配偶者、2親等以内の血族、千葉市パートナーシップ宣誓をしている者のいずれかであること。

※1 配偶者及び2親等内の血族に存命者がなく、それ以外の親族が焼骨を所持している場合についても申込みを認める場合がありますので、桜木霊園管理事務所にご相談ください。

※2 申込みが無効となる場合(4頁)もご覧ください。

6 申込方法と申込書類

申込期間内(令和6年12月1日から12月20日まで)に申込書類を桜木霊園管理事務所まで郵送または持参し、お申込みください。

(1) 郵送の場合

この申込みのしおりに添付されている。「令和6年度桜木霊園返還墓地使用申込書」に必要事項を記入し、「送付用封筒」に「令和6年度桜木霊園返還墓地使用申込書」を入れて、110円切手を貼付し郵送でお申込ください(12月20日の消印有効)。

(2) 桜木霊園管理事務所まで持参の場合

①「令和6年度桜木霊園返還墓地使用申込書」に必要事項を記入し、桜木霊園管理事務所まで持参し、お申し込みください。

7 申込みにあたっての注意事項

申込み後に、申込書の記載内容の変更はできませんので、誤りのないよう記載し、十分に確認のうえでお申込みください。

(持参)	桜木霊園管理事務所 12月20日(金) 午後5時必着とします。
(郵送)	12月20日の消印有効とします。

当選後、親族の承諾が得られず辞退される場合がありますので、事前に親族間で十分に話し合いをしたうえで、お申込みください。

【申込みが無効となる場合】

次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が判明したときも無効とします。

- (1) 「桜木霊園返還墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- (2) 同一人による複数の申込み又は同一死亡者での複数の申込みをした場合
- (3) 現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地又は合葬式墓地・合葬式樹木葬墓地の使用の許可を受けている者が申込みをした場合
- (4) その他、虚偽の記載や上記に類する申込みであると認められる場合

8 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 公開抽選の日時及び場所

- (1) 抽選日時：令和7年1月10日(金) 午前9時30分から
- (2) 場 所：桜木霊園管理事務所

2 公開抽選

申込者数が重複した区画のみ抽選により、「当選」、「落選」を決定します。

重複した区画に申し込んだ方には事前に連絡をいたします。

申込が重複しなかった区画については無抽選による当選とし、その旨を事前に連絡します。

9 当選された方へ

資格審査（使用許可申請書類の提出）

「当選」した方は、資格審査期間に下記の必要書類等を提出し、審査を受ける必要があります。
資格審査は、下記の期間及び方法で行います。
審査を受けない場合は、使用許可を受けることはできません。

1 期間及び方法

期 間： 令和7年1月上旬（当選の通知を受けた日）～令和7年1月24日（金）

午前9時から午後3時

※ご都合のいい時間にお越しください。（午前中は混み合うことが予想されます。）

方 法：「郵送」または「桜木霊園管理事務所に持参」

郵送の場合は1月24日（金）消印有効、持参の場合は1月24日（金）午後3時必着

2 提出する書類等について

- (1) 一般墓地使用許可申請書（当選者の方にお送りします。）
- (2) 誓約書（このしおりの10頁をコピーし、記入の上提出してください。）
- (3) 申請者と死亡者との関係が分かり、死亡記載のある原戸籍、戸籍の全部事項証明書等（6か月以内に交付されたもの。）又は千葉市パートナーシップ宣誓をしていることが分かるもの（パートナーシップ宣誓証明書等）
- (4) 次のいずれかの書類
 - ・埋（火）葬許可証（写し）
 - ・桜木霊堂の使用許可証（写し）
 - ・改葬による場合（桜木霊堂を除く）は、埋蔵又は収蔵を証明する書類（写し）
※このしおりの12頁に見本があります。
 - ・死産、水子等で戸籍に記載されていない方を埋蔵する場合は、死胎証明書又は死産証明書（写し）
- (5) 承諾書（このしおりの11頁の様式をコピーし、使用してください。）

申請者が死亡者の配偶者以外の場合、その配偶者と申請者の兄弟姉妹などの承諾が必要となります。申請者と承諾者との関係の分かる原戸籍、戸籍の全部事項証明等（6か月以内に交付されたもの。また、死亡の場合は、死亡記載のあるもの。）を添付してください。

【参考例】

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 （申請者：子 ⇒ 死亡者：親）	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）
親子 （申請者：親 ⇒ 死亡者：子）	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 申請者の配偶者
兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）

祖父母と孫 (申請者：孫 ⇒ 死亡者：祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者の孫（未成年者及び申請者を除く。） 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く。）
祖父母と孫 (申請者：祖父母 ⇒ 死亡者：孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子（未成年者を除く。） 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹（未成年者を除く。） 死亡者の祖父母（申請者を除く。）

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(6) その他（申立書が必要な場合）

承諾書の承諾者欄に記載すべき方が所在不明となっている場合など特別な事情がある場合は申立書が必要となります。（桜木霊園管理事務所にご相談ください。）

(7) 資格審査に提出するもの

- ・抽選結果通知書
- ・一般墓地使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状
(申請者以外の方が来場される場合に限る。本人確認書類として運転免許証や健康保険被保険者証を持参)

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

○カロートの交換

自費でカロートを交換する場合は、事前に管理事務所へご連絡ください。

○使用料の納入

資格審査の合格者に対し、使用料をお支払いいただくため、「納付書」を令和7年2月以降に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。（一度納めた使用料については、返還できません。）

※使用料は3頁参照

○使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

○使用開始日

令和7年4月以降

その他

残区画が生じた場合について

募集した墓地（51区画）に余りが生じた場合は、随時、使用申込を受け付けます。

令和6年度千葉市桜木霊園墓地 募集区画一覧

区分ア

1	2区 22-1
2	37区 97-2

区分イ

1	7区 256
2	8区 318
3	8区 326
4	25区 111
5	27区 140
6	28区 28-2
7	28区 104
8	30区 57
9	30区 59
10	31区 ト-38-1
11	31区 ト-38-2
12	34区 507
13	34区 508
14	34区 509-1
15	35区 395
16	37区 8
17	37区 15
18	37区 19
19	37区 27
20	37区 67
21	37区 92
22	37区 129
23	38区 209
24	40区 48
25	40区 107
26	40区 146
27	40区 189
28	40区 264

区分ウ

1	34区 386
2	34区 404
3	35区 81
4	35区 120
5	35区 267
6	35区 324
7	35区 347
8	35区 356
9	35区 412
10	35区 427
11	35区 457
12	35区 466-1
13	35区 513
14	35区 514
15	35区 554
16	36区 4
17	36区 104
18	36区 176
19	36区 203
20	36区 205
21	36区 282

千葉市桜木霊園案内図



※申込書はコピーを取るなどして手元に控えをお持ちください

令和6年度 桜木霊園返還墓地使用申込書

令和 6 年 12 月 6 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

申 込 者	フリガナ	チ バ タ ロ ウ
	氏 名	千 葉 太 郎
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 30 年 1 月 23 日
	住 所	〒 264 - 0028
		千葉市 若葉 区 桜木 1-38
		サクラギハイツ 101 号
連 絡 先	(電話番号) 043-231-0110	
	(メールアドレス) info@sakuragireien.co.jp	

2. 申込区分 ご希望の申込区分の申込欄に希望の区画番号を記入してください（1ヶ所）。

申込区分		申込欄
ア	普通墓地(3.1㎡～3.7㎡)	区
イ	普通墓地(4.0㎡～4.9㎡)	32 区 9-1
ウ	普通墓地(5.1㎡～5.9㎡)	区

3. 被埋蔵者の記入欄 埋蔵する予定の方の氏名等を記入してください。

フリガナ	チ バ ハ ナ コ	申込者との続柄
氏 名	千 葉 花 子	母

現在の焼骨の保管区分を記入してください（該当する番号に○をつけてください）。

焼骨保管区分	1 自宅 2 桜木霊堂 3 寺院納骨堂 4 その他
--------	---------------------------

※ 次の欄には記入しないでください

受付印欄	受付番号	
抽選結果	当選・補欠・落選	補欠順位 位
備 考		

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきますので、ご了承ください。

コピーをしてご記入ください。

様式第9号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 千葉市
フリガナ

氏 名 (※)
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電 話 ()

許可区画 区 号

この度、私は墓地の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 許可を受けた日から1年以内に墓石を建立して遺骨を埋蔵し、使用を開始いたします。
- 2 墓碑の設置は、一墓所一墓石とし、家名を表示する場合は、死亡者又は使用者の家名とします。
- 3 住所変更又は承継時の手続きは、変更した日から速やかに墓地管理者へ届けます。
- 4 千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則を遵守するとともに、墓地管理者の指示に従います。
- 5 上記誓約内容に違反した場合は、許可の取り消し等、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

承 諾 書

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

死亡者との続柄

上記の者が、.....の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として、
墓地の使用許可申請をすることを承諾します。

承諾者 住 所

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

承諾者 住 所

氏 名(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者との続柄

埋蔵・収蔵証明書

1 申請者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 死亡者との続柄

2 死亡者

(1) 本 籍

(2) 住 所

(3) 氏名・性別 男 ・ 女

(4) 死亡年月日 年 月 日

(5) 埋蔵（収蔵）年月日 年 月 日

上記のとおり、ご遺骨の埋蔵（収蔵）の事実を証明します。

年 月 日

寺院名

所在地

代表者 印

桜木霊園案内図



所在地／千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

交通機関／JR千葉駅バスターミナル9番乗り場から 京成バス 市営霊園經由
御成台車庫行き 乗車時間約20分 市営霊園下車徒歩1分

●お問い合わせ先

桜木霊園管理事務所（月曜日～日曜日 8時30分～17時00分）

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

電話：043-231-0110

FAX：043-231-0124

Eメール：info-sakuragireien@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。